



令和8年6月16日

報道関係者 各位

市川市 環境部長 湯本 明男

市指定ごみ袋の臨時措置延長について

市指定ごみ袋の臨時措置を6月30日(火)までとしておりましたが、市指定ごみ袋の品薄が継続していることと、夏場における家庭でのごみの保管に対応するため、下記のとおり延長しますので、お知らせいたします。

記

1. 延長期間

令和8年8月31日(月)まで

※期間については再延長する場合があります。

2. 対象となるごみ(変更なし)

- ・燃やすごみ・・・袋に「もやす」と記載する。
- ・プラスチック製容器包装・・・袋に「プラ」と記載する。

3. 使用できるごみ袋(変更なし)

- ・透明・半透明で中身が見えるポリ袋
- ・隙間や穴がない袋
- ・市指定ごみ袋と同等サイズ(15～45リットル)

注意点

- ・黒色などの中身が見えない袋、小さいレジ袋、他市の指定ごみ袋は使用できません。
- ・収集日、時間、分別方法に変更はありません。

以上

【問い合わせ】

環境部総合環境課長 峠越 稔正

電話 047-712-5781